

令和7年度香川県園芸総合センターロッカー型自動販売機
キャッシュレス決済システム導入業務仕様書

本仕様書は、香川県（香川県園芸総合センター）（以下「甲」という。）が実施する、香川県園芸総合センター内に設置されたロッカー型自動販売機における電子マネー及びクレジットカード等の決済（以下「キャッシュレス決済」という。）に対応した機器（以下「キャッシュレス決済対応機器」という。）及び決済システムの導入を行う事業実施候補者（以下「乙」という。）の選定、並びに、乙が指定納付受託者としてキャッシュレス決済対応機器及びシステムを使用して行う歳入の納付について、その内容を定めたものである。この仕様書の定めに従って、甲の歳入収納スキームに相応しいキャッシュレス対応機器及び決済システムについて、下記4から10の項目を具体的に提案すること。

また、実施事業者に選定された際には、指定納付受託者として、下記11から16に記載の義務が生じることを了承の上で提案を行うこと。

1 業務の概要

香川県園芸総合センターにおいて新たにロッカー型自動販売機を設置するに当たり、利用者の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済への対応を図るもの。

導入するキャッシュレス対応機器及び決済システムは、冷蔵ロッカー型自販機（富士電機株式会社、決済部型式：FLS140WRXL4-A、本体部型式：FLS140WRXL4-B）との接続が可能な新品のものであること。また、利用者の利便性向上の観点から、電子マネー、非接触ICクレジットカード、2次元コード等、多様なキャッシュレス決済に対応可能であること。

2 納入場所

香川県園芸総合センター（香川県高松市香南町岡1164-1）

3 決済の対象

キャッシュレス決済を予定している主な商品は、切花、鉢花、苗等である。なお、今後の自動販売機の運用の状況によって変更となる可能性がある。

4 調達機器及び決済システム

① 決済端末 1台

② その他、決済システム稼働のために必要な周辺機器、付属品一式

5 取扱い電子マネー及びクレジットカード等

取扱い可能な電子マネー及びクレジットカード等の種類及び決済方法について提案すること。来園者の利便性向上及び甲の事務の効率化の観点から提案すること。できるだけ多くのキャッシュレス決済に対応できるものが望ましい。

6 サポート体制

利用にあたって、甲の業務遂行に支障がでないよう、導入時の初期設定及び操作方法等についてのサポートが必須であり、体制について提案すること。

7 月額費用及び決済手数料

収納に係る月額費用及び決済手数料率について提案すること。決済方法によって決済手数料率が違う場合は、そのすべてについて記載すること。

8 初期導入費用

上記4の調達機器及び決済システムの導入にかかる費用について、ハード、ソフト両面から必要な経費の提案を行うこと。

機器及び決済システム導入後は、甲はサービス利用料（QRコード利用料含む）等の月額費用及び決済手数料以外の費用は負担しないため、機器の納品や導入時の初期設定及び操作方法等についてのサポートに係る費用も含め、月額費用及び決済手数料以外に必要な経費は全て初期導入経費に計上すること。なお、機器の納品後の設置及び自動販売機との接続については、本業務には含めないものとする。

9 歳入の納付義務

指定納付受託者は、歳入を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、1か月分をまとめて毎月末日に月締め処理を行い、甲が指定する口座に振り込むこと。そのスケジュール、振込手数料について提案すること。

ただし、歳入の納付にあたっては、事務の効率化の観点から、納付された金額から決済手数料を差し引いた金額を甲が指定する口座に振り込むこととする。

なお、歳入を納付しようとする者が選択するクレジットカード等の支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。

10 情報セキュリティ対策

クレジットカード情報、口座情報等の個人情報について、漏洩防止のための措置について提案すること。

11 指定納付受託者手続き

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の申出手続きを行うこと。指定納付受託者は、「歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行う者」であることから、複数の主体が納付事務に係る場合においては、当該決済手続きにおいて歳入等を納付しようとする者から、納付の事務を直接受けることとなる者を指定納付受託者としてすることとなる。

事業者は、取扱う電子マネー、クレジットカード等の納付スキームを考慮したうえで、指定納付受託者の申出手続きを行うこと。

12 指定納付受託者の義務

(1) 指定納付受託者は、歳入を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、その旨及び次の事項をデータ等により甲に報告しなければならない。

ア 当該報告の対象となった期間並びに当該期間において歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

イ 歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた年月日及び当該歳入を特定するために必要な事項

(2) 指定納付受託者は、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

13 指定納付受託者に対する報告徴収

甲は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

14 指定納付受託者に対する立入検査

甲は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

15 守秘義務の遵守等

- (1) 乙は、業務実施のために個人情報扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、決済システムを提供する上で知りえた秘密に対する守秘義務を遵守しなければならない。
- (3) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより、契約終了後であっても、保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (4) 甲が提供する一切のデータ、資料等を決済システム提供以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。

16 その他

- (1) 乙決定後に、採択された提案を甲乙協議のうえ、一部変更することがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、業務を行うこと。
- (3) 乙は、決済システムの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じた場合、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに甲に報告し、甲と協議の上対応すること。